

経済産業大臣 世 耕 弘 成 様

秋田県知事 佐 竹 敬 久

(仮称) 秋田県北部洋上風力発電事業環境影響評価方法書  
に対する意見について (通知)

環境影響評価法第10条第1項及び電気事業法第46条の7第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

なお、関係市町村長のうち、能代市長及び男鹿市長から別添のとおり意見がありました。

#### 1 総括的事項

- (1) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて環境影響評価の項目及び手法の見直しを行う等、適切に対応すること。
- (2) 本事業は、沖合1～4km程度の海域に最大120基(総出力最大455,000kW)の風力発電所を設置する国内最大級の計画規模であることから、専門家の助言や国内外における最新の知見・事例等を踏まえ、適切に調査、予測及び評価すること。
- (3) 設置する風力発電機の規模や配置等が確定していないことから、事業計画を具体化する過程における検討事項及び結果、その判断に至った経緯を詳細に準備書に記載するとともに、事業計画の具体化にあたっては地域住民の理解を得られるよう努めること。
- (4) 対象事業実施区域周辺には既設及び計画中の風力発電所が存在することから、これら他事業の諸元等の情報入手に努め、複合的又は累積的な環境影響について適切に調査、予測及び評価すること。

## 2 個別的事項

### (1) 水質

風力発電機基礎の設置や海底ケーブルの敷設に伴い海底土砂の巻き上げ等が発生するおそれがあることから、対象事業実施区域及びその周辺における海底の底質の状況や流向・流速を可能な限り把握し、必要に応じて調査地点の追加や見直しを検討する等、工事中の水の濁りの影響について、適切に調査、予測及び評価すること。

### (2) 動物

ア 本事業は、国内最大級の計画規模であるほか、対象事業実施区域の周辺に位置する小友沼や八郎潟干拓地は国際的に重要なガン・カモ・ハクチョウ類等の集団渡来地である等、対象事業実施区域周辺は渡り鳥の主要な渡り経路となっている可能性があるため、対象事業実施区域の上空を通過する鳥類の飛翔経路や高度等を詳細に把握する必要がある。

このため、専門家等の助言を踏まえ、陸上からのレーダー調査等の回数・期間の見直しや海上における現地調査の実施を検討する等、事業実施に伴う鳥類への影響について適切に調査、予測及び評価すること。

イ 対象事業実施区域周辺に位置する男鹿半島には県指定の天然記念物である「男鹿のコウモリ生息地」が存在することから、対象事業実施区域の上空が貴重なコウモリ類の移動経路となっている可能性について、コウモリ類の専門家等の助言を踏まえて検討し、必要に応じて現地調査を実施すること。

ウ 洋上風力発電事業の実施に伴う水中音が海域に生息する動物に及ぼす影響等については十分に解明されていない点もあることから、国内外の最新の知見や事例等の集積に努め、必要に応じて調査、予測及び評価に反映すること。

エ 事業の実施に伴う魚類等の遊泳動物やその卵・稚仔等の海域に生息する動物への影響について、専門家等の助言を踏まえ、ハタハタ、サケ、サクラマス及びアユ等の魚種を予測対象種として選定し、可能な限り生息状況を把握した上で、適切に予測及び評価すること。

### (3) 植物

海域に生育する植物の調査地点の設定にあたっては、既存文献の調査や地域住民等へのヒアリングによる情報収集に努めること。



能衛収第387号

平成28年9月14日

秋田県知事 佐竹 敬久 様

能代市長 齊藤 滋 軍



(仮称) 秋田県北部洋上風力発電事業環境影響評価方法書  
に対する意見について (回答)

平成28年9月1日付け環管-847で照会のあったこのことについて、下記のとおり  
です。

記

1 魚類等及び漁業への影響について

対象事業実施区域にはハタハタ、カレイ類等が生息している。海生生物への影響は未解  
明な部分が多いため、可能な限り最新の知見を活用し、必要に応じ風車の設置・稼動によ  
る周辺の海流・底質・海底地形への影響と、それらが魚類の生息に与える影響について確  
認し、適切な予測及び評価を行い、魚類に対する影響について回避又は低減を図ること。

特にハタハタについては、地域特有の魚であり、周辺漁業にとっても重要な水産資源と  
なっている。このことを踏まえた適切な調査、予測及び評価について検討すること。

2 鳥類について

鳥類について、対象事業実施区域周辺にある既設風車・計画中風車との複合的な影響が、  
大瀧村から対象事業実施区域の数km東側に位置する小友沼との間のガン・カモ類やハク  
チョウ等の渡り鳥の移動経路に及ぶおそれがある。

鳥類の調査について、現地調査を年3回、渡りの時季として春季・秋季・冬季が選定さ  
れているが、1回あたりの調査期間については専門家へのヒアリング等を十分に行い、そ  
の生息状況等を不足なく把握できるよう設定すること。また、設定した調査期間や、その  
根拠について環境影響評価準備書に記載すること。

### 3 騒音について

本市においては、騒音の調査範囲とした風車設置範囲から2 km以内に住居、学校、病院、福祉施設等は存在しないが、本市における最寄の住宅地として予測地点に設定した黒岡地区周辺での調査については、既設風車・計画中風車との複合影響も考慮し調査、予測及び評価を行うこと。

超低周波音による健康等への影響は、個人差が大きいという特徴があり、その理由も未解明な部分が多いことから、国内外の事例や、可能な限り最新の知見も活用し、適切な予測及び評価を行うこと。

### 4 海底地形について

風力発電施設や海底ケーブルの存在により周辺の水流が変化し、海底に砂の堆積等が生じ、漁場等に影響が及ぶおそれがある。海底地形及び地質を環境影響評価項目として選定することを検討し、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。

### 5 その他

対象事業実施区域には並型魚礁が複数設置されている。それらの詳細な位置について確認し、その影響について十分調査のうえ、必要に応じ、関連する調査項目へ反映させること。



企 第 167 号  
平成28年9月14日

秋田県知事 佐竹 敬久 様

男鹿市長 渡部 幸男



(仮称) 秋田県北部洋上風力発電事業環境影響評価方法書  
に対する意見について (回答)

平成28年9月1日付け環管-847で照会のありました環境影響評価法第10条第2項の規定による当市の意見は、別紙のとおりです。

## 別紙

- 1 本計画は、周辺海域では初となる大規模な洋上風力発電事業であることから、風力発電に係る最新の科学的知見や国内の洋上風力発電実証事業に加え、国外における先進事例について情報収集及び分析を行った上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- 2 事業実施想定区域周辺に居住する地域住民の健康、生活環境等への影響を極力回避するよう配慮するとともに、今後の計画の具体化の過程で、周辺の地域住民、漁業関係者等に対して、計画内容及び環境影響評価に関する最新の情報を積極的に提供し、理解を得ながら進めること。
- 3 環境影響評価を行う過程において、項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて、選定した項目及び手法の見直し、追加調査並びに予測及び評価を行うとともに、その経緯及び結果については、環境影響評価準備書に記載すること。